

結婚式総合保険 補償についてのよくあるご質問

2022年9月 改訂

株式会社あそしあ少額短期保険

① 「キャンセル」の定義について

- 保険証券記載の開催日およびご会場において開催を予定していた結婚式を開催しなかったことをいい、一部開催、一部中止の場合を含みません。

② 新型コロナウイルスに罹患したことによるキャンセル（延期含む）について

- お支払いできるケースは以下の通りですが、対象外となるケースもありますのでご注意ください。
 - 1-1 ご本人（新郎新婦）の場合：死亡または7日以上継続入院
陽性判定に伴う医師による式当日の自宅待機指示
 - 1-2 新郎新婦の父母子の場合：死亡または7日以上継続入院
 - 1-3 新郎新婦の兄弟姉妹の場合：死亡
- 濃厚接触者は対象外となります。
- 検査キットによる自己判定のみの場合は対象となりません。
- みなし陽性診断、医師の診断がない自治体の指示による療養も対象となりません。
- 必要書類は診断書または結婚式当日が療養期間であることが確認出来る療養証明書となります。
- 判断のタイミングとしては、結婚式開催時まで医師の診断が出ていることが必須となります。

③ 貸衣装の補償について

- キャンセル費用に関しましては新郎新婦含めご家族のご衣裳も対象となります。式場以外から借りた衣装も、キャンセル内容や金額が書面で確認できれば対象となります。購入した衣装は対象外となります。
- 汚損（ワイン、ブーケの花粉などの汚れ）の場合は汚れの範囲にかかわらず対象外となり、破損（破れる、裂ける等の状態）の場合は対象となります。
※破損に関しましては新郎新婦の貸衣装に限りです。
- 当日以前（衣装合わせやリハーサル）においては補償の対象外となります。
開催日当日にご利用されたことが補償条件となります。

④ 引出物のキャンセル補償について

- キャンセル出来る物品については対象となりますが
お買い取りにより納品がされている物品、納品が予定されている物品は対象外となります。
- ご自身で用意したブーケ、引出物等については結婚式当日にご利用されることが事業者と書面による契約が締結されているものに限り対象となりますが、納品された物品は対象となりません。

⑤ ご妊娠に関わるキャンセルについて

- ご妊娠自体はご病気ではございませんので、ご妊娠されたことのみによるご入院、自宅等待機指示に関しては補償の対象とはなりません。
- ご妊娠されたことに伴い何等かのご病気（切迫流産、切迫早産、妊娠悪阻等）が発生し、その療養のために7日以上継続入院された、あるいは結婚式当日の自宅等待機指示があった、という場合にはご対応可能となります。

⑥ フォトウエディングについて

- フォトウエディング+挙式 or 披露宴 or パーティがある場合は対象となりますが、写真だけを撮るプランの場合「結婚式」に該当しないため、対象となりません。